具体的な一連の雇用管理に関する援助の業務または実務の経験

	10-	法人としての経験 1		事業運営責任者の経験		事業実施者の経験		
		5名 経験年数	37	年	10 年	5 月	13	年 10月
	2	在級牛奴	37	+	10 +	υЯ	13	# 10 A
経験年数等	3	障害種別の経験			✓ 身体障害 ✓ 知的障害 ✓ 精神障害		✓ 身体障害✓ 知的障害✓ 精神障害	
	1	経営陣の理解促進	社も業テ雇い的行投えととのイ用うなつ資、いて3、害グ意本用さなつ資、いしに障ンの基雇で、公募雇で、公会を表現で、公会では、社ったのでは、は、ののでは、は、ののでは、は、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは	の庁用施障の言まれたを を 前、に。 言とにはをポートの を が は、に。 きと解い かっで が にい きと解い かっで の に が で の で の で の で の で の で の で の で の で の で	本法人における障害者 サルティング及び人札 ビス、支援員の派遣等 として10年5ヶ月、責 て8年5ヶ月左記業務! 職の都の外郭団体では 業の障害者雇用推進!	オ紹介サー 等の実施者 任者とし こ従事。前 は、民間企	サルティング及び ビス、支援員の派	人材紹介サー 遣等の実施者
	2	障害者雇用推進体制の 構築	雇用コン、サースのは、カースのでは、またでは、で、では、アールをでは、からでは、カースをでは、からないでは、からないでは、ないでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、からないでは、	ティングを実施。 独自のデータか	本法人における障害者 サルティング及び人材 ビス、支援員の派遣等 として10年5ヶ月、責 て8年5ヶ月左記業務に	材紹介サー 等の実施者 任者とし	ティング及び人材	紹介サービ 等の実施者と
	3	社内での障害者雇用の 理解促進	け各基職ト用迄(2)用も場施、種礎場な理、コをと視。目研知づど解さン進に察視の修識く、研まサめ、の察のを、り受修ざいる他コース・リテルをできた。の容のに実配、けかまの企企一、	施虚雇入ら研実業業所を 施慮雇入ら研究を 管定管理の定義を を用れがと を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	本法の大学を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	オの任に中田・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ティンで、大大は、大大は、大大は、大大な、大大な、大大な、大大な、大大な、大大な、大大な	紹介サービ 等の実施者と 従事。 て直近3年間 施察や職場実 トも多数の企
障害者の一連の雇用管理の援助に	4	当該事業所内における職務の創出・選定	ケしをま従害し実用、大業施都員雇企のの名様という300名を表したらのの名様ののの名様ののの名様のである。		・本法人における障害 ンサルティング及び サービス、支援員の別 かるとして10年5ヶ月左記 として8年5ヶ月左記 事。 ・左記の都委託事業の 務める。	人材紹介 派遣等の実 、責任者 業務に従	して、左記業務に ・前職の職業指導 て約9年間、企業	材紹介サービ 等の実施者と 従事。 ワーカーとし
関する業務又は実務の具体的な!	5	採用・雇用計画の策定	障害者に特に特に特に特に特に特に特に特に対している。 また ののでは できる はいい はい	スを提供。企業の て、採用方針の策 計、採用スケ	本法人における障害者 サルティング及び人札 ビス、支援員の派遣等 として10年5ヶ月、責 て8年5ヶ月左記業務! 助成金や公的機関の流 採用支援を実施。	材紹介サー 等の実施者 任者とし こ従事。	ルティング及び人 ス、支援員の派遣 して、左記業務に ・前職で職業指導	材紹介サービ 等の実施者と 従事。 ワーカーとし を検討されて

経験		障害者に特化した採用支援・人	て8年5ヶ月左記業務に従事。	ティング及び人材紹介サービ
	社内の支援体制等の環 境整備	障害特性を踏まえた雇用管理 (合理的配慮の提供、企業時 育、人時の環境・物理)に 理的環境・物理)に 現場でを提供。 雇用管理のでは、、、 展別でであることに でのでのであることに を を 表しているでの に 、 を を と に の の の の の の の の の の の の の の の の の の	ビス、支援員の派遣等の実施者 として10年5ヶ月、責任者とし て8年5ヶ月左記業務に従事。	ルティング及び人材紹介サービ
	採用後の雇用管理や職 場定着等	決のために、経営層や管理者、	ビス、支援員の派遣等の実施者 として10年5ヶ月、責任者とし て8年5ヶ月左記業務に従事。	ルティング及び人材紹介サービ

※事業運営責任者または事業実施者を複数名登録する場合は、2名以降の経験については別紙へ記載してください。

※(表面)1で、「対象障害者の一連の雇用管理に関する援助の業務についての実績を有する法人」を選択した場合は、下記の 各項目について記載してください。

【過去3年間における実績】

●援助の件数

●支援業種

航空運輸業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業、その他の小売業、情報サービス業、各種商品小売業、化学工業、不動産取引業、情報サービス業、インターネット附随サービス業等幅広い業種の企業、官公庁に対して支援を実施しました。

●具体的な支援内容

東京都の資本が入った特例子会社として38年の自社雇用経験をもとに、官公庁、大手、中小企業の障害者雇用に係るコンサルティングを実施してまいりました。障害者雇用の意義、障害とは何か、という基本理念の理解を促し、積極的な雇用へ助言やサポートを行ってきました。また、昨今のESG投資、CSR等時代の変化も踏まえ、社会貢献や雇用の質の向上といった視点を踏まえた障害者雇用のあり方を、研修などを通じて提案を行っています。また、障害者雇用のどの段階においても対応可能なワンストップサービスを提供しており、理解促進、雇用体制の構築や職務創出、採用支援から定着支援に至るまで、自社独自のノウハウを導入した、経験則に基づいた支援内容となっています。サービス提供だけでなく、障害者雇用にかかるセミナーやメールマガジンの配信などの情報発信も積極的に行い、社会貢献と障害者雇用の促進に努めております。

※特例子会社とは、厚生労働大臣からの認定を受け、障害者雇用の促進と安定を図るため、障害者の雇用において特別の配慮 をする子会社。

具体的な一連の雇用管理に関する援助の業務または実務の経験

	(1) E	法人としての経験		事業実施者の経験	事業実施者の経験	
		5.名 経験年数	37 年	5 年 11月	3 年	
経)		· '		- '	
験年	3	障害種別の経験		✔ 身体障害	✔ 身体障害	
数等				知的障害	知的障害	
4						
				│ │✓ │精神障害 │	✓精神障害	
	1	経営陣の理解促進	東京都の資本が入った特例子会	本法人における障害者雇用コン サルティング及び人材紹介サー	本法人における障害者雇用コン	
			もとに、官公庁、大手、中小企	ビスの実施者としてとして、左	ビスの実施者として、左記業務	
				記業務に2年7ヶ月従事。前職で は、就労移行支援事業所の就労		
			雇用の意義、障害とは何か、と	支援員として(定期面談・イン	職業準備支援支援員、リワーク	
			的な雇用へ助言やサポートを		業所にて、計画相談前の基本相	
				関・企業との連携)3年4ヶ月従事。	談を担当。障害者就業・生活支 援センターでは生活支援員を担	
			え、社会貢献や雇用の質の向上	7-0	当。障害者就業・生活支援セン	
			といった視点を踏まえた障害者 雇用のあり方を、経営者層に対		ターの業務を合わせ雇用管理の 援助業務に3年間従事。	
			して提案を行っている。 			
	2	障害者雇用推進体制の 構築	大手、中小企業に対し、障害者雇用コンサルティングを実施。	本法人における障害者雇用コンサルティング及び人材紹介サー		
		11751	近年は、自社独自のデータから、障害者雇用の体制構築に向	ビスの実施者として、左記業務	ビスの実施者として、左記業務に従事。	
			けて、ヒアリングによる分析	1~1处争。	一化争。	
			サービスを提供。分析結果から注力すべき要素や潜在的課題を			
			明らかにし、取り組むべき課題 を特定し、体制構築の計画策定			
			などの取り組みをサポートして			
			いる。			
	3	社内での障害者雇用の 理解促進		本法人における障害者雇用コンサルティング及び人材紹介サー		
		生 胖 促進	各種研修を実施。障害者雇用の	ビスの実施者として、左記業務	ビスの実施者として、左記業務	
			基礎知識、配慮や定着のための 職場づくり、雇用管理のポイン	に従事。	に従事。	
			トなど、受け入れ前の障害者雇用理解研修から職場定着研修			
			迄、さまざま研修実績あり。			
			(2)コンサルの実績から障害者雇用を進める企業との結びつきを			
			もとに、他企業の障害者雇用現 場視察のコーディネートを実			
			施。視察後、特例子会社を立ち上げた企業なども複数社あり。			
			工17に正来など 0後数性のう。			
障害	4	当該事業所内における	現場調査やヒアリング、アン	本法人における障害者雇用コン		
者		職務の創出・選定			サルティング及び人材紹介サー ビスの実施者として、左記業務	
の 一 速			を実施した実績あり。 また都からの委託事業として、	に従事。	に従事。	
連の			従業員数300名以下の企業で障害者雇用率未達成企業5社に対			
雇用			し、企業開拓、職域開拓、職場			
管理			実習のコーディネイト、新規採 用、助成金活用支援、定着支援			
の援			計画を策定し、約1年にわたる支援を実施。			
助に						
関す	(5)	採用・雇用計画の策定	職業紹介業者の許可を受けて、障害者に特化した採用支援・人	本法人における障害者雇用コンサルティング及び人材紹介サー		
る業				ビスの実施者として、左記業務	ビスの実施者として、左記業務に従事。	
務又			定から職務設計、採用スケ	に波撃。	に近事。	
は実			ジュールの作成やサポートを実 施。			
務の			また、要件定義や職務設計に即 した人材を採用するための求人			
具体			内容や採用条件についても提			
竹的な			案。			
۱,4			•	•		

経験	6		障害者に特化した採用支援・人		サルティング及び人材紹介サー
	7	社内の支援体制等の環 境整備	理的環境の整備など)に関する サポートを提供。	本法人における障害者雇用コンサルティング及び人材紹介サービスの実施者として、左記業務に従事。前職では、就労移行社援事業所の就労支援員として社内の支援体制等の環境整備を実施。	サルティング及び人材紹介サービスの実施者として、左記業務に従事。またこれまでの経験として障害者就業・生活支援セン
	8	採用後の雇用管理や職 場定着等	決のために、経営層や管理者、 援助者に対するヒアリングやア ドバイスを実施。また、障害当 事者への面談支援を提供。		サルティング及び人材紹介サービスの実施者として、左記業務に従事。またこれまでの経験として障害者就業・生活支援セン

※事業運営責任者または事業実施者を複数名登録する場合は、2名以降の経験については別紙へ記載してください。

※(表面)1で、「対象障害者の一連の雇用管理に関する援助の業務についての実績を有する法人」を選択した場合は、下記の 各項目について記載してください。

【過去3年間における実績】

●援助の件数

●支援業種

航空運輸業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業、その他の小売業、情報サービス業、各種商品小売業、化学工業、不動産取引業、情報サービス業、インターネット附随サービス業等幅広い業種の企業、官公庁に対して支援を実施しました。

●具体的な支援内容

東京都の資本が入った特例子会社として38年の自社雇用経験をもとに、官公庁、大手、中小企業の障害者雇用に係るコンサルティングを実施してまいりました。障害者雇用の意義、障害とは何か、という基本理念の理解を促し、積極的な雇用へ助言やサポートを行ってきました。また、昨今のESG投資、CSR等時代の変化も踏まえ、社会貢献や雇用の質の向上といった視点を踏まえた障害者雇用のあり方を、研修などを通じて提案を行っています。また、障害者雇用のどの段階においても対応可能なワンストップサービスを提供しており、理解促進、雇用体制の構築や職務創出、採用支援から定着支援に至るまで、自社独自のノウハウを導入した、経験則に基づいた支援内容となっています。サービス提供だけでなく、障害者雇用にかかるセミナーやメールマガジンの配信などの情報発信も積極的に行い、社会技能を選者雇用の促進に努めております。

※特例子会社とは、厚生労働大臣からの認定を受け、障害者雇用の促進と安定を図るため、障害者の雇用において特別の配慮 をする子会社。